

住宅用家屋証明に係る添付書類一覧

★印の添付書類は審査(確認)後に返却しません。

(イ) 4 1 条 (a)、(c)、(e) 自己が建築主として新築した場合	(イ) 4 1 条 (b)、(d)、(f) 新築物件を購入した場合	(ロ) 4 2 条 1 (a)、(b) 中古物件を購入した場合	4 2 条 2－2 (法 7 5 条) 抵 当 権 設 定
		中古物件を購入した場合	抵 当 権 設 定
一般住宅及び長期優良住宅・認定低炭素住宅 (共通)	一般住宅及び長期優良住宅・認定低炭素住宅 (共通)	売買、競落 (共通)	新築又は新築後使用されたことがないもの
※次のAかBのどちらか A 登記事項証明書 (注 1) (表題登記) インターネット登記情報提供サービスによる 照会番号等が記載された書類を含む B 登記完了証及び登記申請書写し (表題登記) 電子申請の場合は登記完了証のみでよい。申請 受付番号があれば電子公印はなくてもよい。	※次のAかBのどちらか A 登記事項証明書 (注 1) (表題登記) インターネット登記情報提供サービスによる 照会番号等が記載された書類を含む B 登記完了証及び登記申請書写し (表題登記) 電子申請の場合は登記完了証のみでよい。申請 受付番号があれば電子公印はなくてもよい。	・登記事項証明書 (前所有者の記載) (注 1) ・住民票の写し	新築は (イ) 4 1 条 (a) (c) (e) に同じ 新築後使用されたことのないものは (イ) 4 1 条 (b) (d) (f) に同じ
		売買に該当する場合	中古
		※次のA～Cのいずれか 1 つ A 売買契約書(領収書又は完済している旨の記載が必要) B 譲渡証明書 (売渡証明) C 登記原因証明情報	中古は (ロ) 4 2 条 1 (a) (b) に同じ
		競落到該当する場合	債務確認書類 (新築、中古共通) ※次のA～Cのいずれか 1 つ A 金銭消費貸借契約書 B 登記原因証明情報 C 債務の保証契約書 ※債務の保証契約書は当該貸付等に係るものに限る。 ※登記原因証明情報は、抵当権の被担保債権が当該住宅の取得のた めのものであることについて明らかな記載のあるものに限る。
・住民票の写し	・住民票の写し	・代金納付期限通知書 ※取得年月日は代金納付期限の通知の日 (上記代金は納めていなくてもよい)	<未入居の場合の必須書類> (注 2) ★ ・新築は(イ)4 1 条(a)(c)(e)に同じ ・新築後使用されたことのないものは(イ)4 1 条(b)(d)(f)に同じ ・中古は(ロ)4 2 条 1 (a)(b)に同じ
	・家屋未使用証明書 (原本) ★	<未入居の場合の必須書類> (注 2) ★ + 申立書 (入居見込み確認書でも可) + 登記申請人 (本人) の現在の住民票の写し + 現在家屋の処分方法確認書類	
	※次のA～Cのいずれか 1 つ A 売買契約書(領収書又は完済している旨の記載が必要) B 譲渡証明書 (売渡証明) C 登記原因証明情報	昭和 5 7 年 1 月 1 日より前に建築された建物の場合 に証明を受けようとするときの必須書類	
		※次のA～Cのいずれか 1 つ A 耐震基準適合証明書 (注 3) ※ 1 級・2 級建築士及び指定確認検査機関、登録住宅性能評価 機関または住宅瑕疵担保責任保険法人が証する書類 ※当該家屋の取得の日前 2 年以内に当該証明のための家屋調査 または評価が終了したもの B 住宅性能評価書の写し(耐震等級が 1、2、3) C 既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入していることを証 する書類(保険付保証証明書)	
長期優良住宅 4 1 条 (c) に該当する場合 低炭素住宅 4 1 条 (e) に該当する場合	長期優良住宅 4 1 条 (d) に該当する場合 低炭素住宅 4 1 条 (f) に該当する場合	4 2 条 1 (a) 特定の増改築等がされた中古住宅で、 宅地建物取引業者から取得したもの	(注 1) 登記事項証明書は取得後 3 ヶ月以内、インターネット登 記情報照 会サービスは照会番号が記載されている 1 0 0 日以内のものを有効とする。
+ (c)申請書副本及び認定通知書 + (e)申請書副本及び認定通知書	+ (d)申請書副本及び認定通知書 + (f)申請書副本及び認定通知書	・増改築等工事証明書 (注 3) ※給水管等の工事で 5 0 万円を超える場合には、既存住宅売買 瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類が 別途必要。	(注 2) 未入居の場合は適切な入居予定日かどうかの判断を行う。 ・現在家屋の処分方法確認書類 ①現住家屋が借家、社宅等の場合 賃貸借契約書、使用許可証等の写し ②現住家屋を売却/賃貸する場合 現住家屋の売買/賃貸契約(予約)書、媒介契約書等の写し ③その他、現住家屋に親族が住む場合等 当該親族の申立書等 ※単身赴任等の場合は、配偶者等の入居済の現在の 住民票の写しのみ審査(確認)後に返却
<未入居の場合の必須書類> (注 2) ★ + 申立書 + 登記申請人 (本人) の現在の住民票の写し + 現在家屋の処分方法確認書類	<未入居の場合の必須書類> (注 2) ★ + 申立書 (入居見込み確認書でも可) + 登記申請人 (本人) の現在の住民票の写し + 現在家屋の処分方法確認書類	・(リフォーム)工事費用の総額が分かる書類 ・売買価格(建物価格)が分かる書類 (注 4)	(注 3) 建築士が証明した証明書を添付する場合は、証明を行っ た建築士の免許書の写しも添付する。 (注 4) (リフォーム)工事費用の総額が 3 0 0 万円を超える場合 は任意書類 (必須ではない)。